



「柏崎で買って！食べて！ 使いましょう！プロジェクト」

～1万円分商品券×2,000本、柏崎史上最大の福引大会～

概要と取扱店募集のお知らせ

【事業概要】

- 1 取扱店は小売業、飲食業及びサービス業に限定し、スタンプラリー及び商品券取扱店双方になることを条件に募集する。スタンプラリー開催期間は、6月10日(土)～10月9日(月)の約4か月とする。
- 2 消費者が取扱店で500円以上の買い物、飲食及びサービスを受ける。
- 3 取扱店は、500円以上の消費1回ごとに店名スタンプをスタンプラリーカードに押印する(スタンプは、取扱店が用意する。)
- 4 消費者はカードに店名が違う3店分のスタンプを集め、これが福引券1口となる。
- 5 消費者は、7月から10月までの第1土・日・月曜日(第1土曜は、ほんちようマルシェの日)までの3日間、柏崎ショッピングモールフォンジェ及び柏崎U・ターン情報プラザで開催する福引大会で、1口(スタンプラリーカード1枚)につき1回福引を引くことができる。
- 6 福引大会の景品は1万円分(500円券×20枚)の商品券とし、外れた場合は、毎月末に開催する福引再抽選券を配布する。
- 7 7月から10月までの最終土・日・月曜日に再抽選用福引を行い、この時の景品は柏崎特産品等を景品とする。
- 8 商品券は、7月1日(土)から12月31日(日)までの約半年間を利用期間とする。
- 9 取扱店の商品券換金方法は7月3日(月)から翌年1月19日(金)までの間を換金期間とし、市内信用金庫窓口の営業時間内にて現金と引き換える。

【取扱店の募集】

- | | |
|-------|--|
| 申込資格 | ・ 柏崎市において小売業・飲食業・サービス業を営む事業所とします。
・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業は原則対象外とします。
・ 小売業については、売場面積500㎡未満を対象とします。(テナント店舗の場合は、テナント面積で判断します。) |
| 事業協力金 | 換金手数料も含め、取扱店の金銭的負担はありません。 |
| 換金方法 | 使用済商品券と換金申請書(3枚複写)を市内信用金庫窓口を持ち込み、現金と引き換えます。使用済商品券の裏面に店名スタンプを押印して持ち込んでください。 |
| 取扱店責務 | ①商品券使用の制限事項以外の取引において、商品券の受取りを拒まないこと。
②制限事項に反した商品券の取扱いを行わないこと。
③受け取った商品券を換金以外の目的に使用しないこと。
④商品券の取扱いについては、現金と同様の扱いをすること。「セール対象外」などの取扱いを行わないこと。
⑤事業者間決済には使用しないこと。
⑥取扱店であることが明確になるよう、実行委員会が配布する取扱店表示ステッカーを利用者が判断できる場所に掲示すること。
⑦利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とすること。
⑧その他実行委員会がこの事業の趣旨に反すると認める行為を行わないこと。 |
| 申込取消 | 申込書に虚偽の記載があると認められた場合、また、上記の取扱店責務を遵守しないと認められた場合には、取扱店の申込みを取り消し、公表するものとします。これらにより損害金が発生した場合及び不正換金した場合には、その取扱店に対し当該額を請求するものとします。 |
| 申込方法 | 裏面の申込書に必要事項を記入の上お申し込みください。5/19(金)までにお申込みいただいた取扱店は、6月上旬に発行する事業告知チラシに店名を掲載する予定です。 |
| その他 | 5月下旬に取扱店説明会を行います。登録済取扱店に個別にご連絡します。取扱店ステッカー等必要なものは当日配付します。 |

裏面：申込書

発行 元気発信プロジェクト実行委員会事務局

(柏崎市役所商業観光課内)

電話23-5111(内線312)